

令和4年

# 上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 令和4年第3回定例会

#### 第1号(9月13日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
小澤一文の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	4
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	5
町長行政報告	5
教育長教育行政報告	5
同意第3号 教育長の任命につき同意を求めることについて(同意)	7
議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例制定について	8
議案第28号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	9
認定第1号 令和3年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	12
認定第2号 令和3年度上砂川町水道事業会計決算認定について	12
決算特別委員会設置及び付託について	14
報告第5号 令和3年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	15
休会について	16
散会の宣告	17

#### 第2号(9月16日)

議事日程	19
会議録署名議員	19
開議の宣告	20
会議録署名議員指名について	20
一般質問	20
石田浩二	20
総務課長 内野博之	20

笹    木    笑    子	……………	2 1
企画課長 鷺 尾 仁 志	……………	2 2
小    澤    一    文	……………	2 3
住民課長 白 土 ゆかり	……………	2 4
福祉課長 山 崎 数 浩	……………	2 4
議案第 2 7 号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例制定について（原案可 決）	……………	2 6
議案第 2 8 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）（原案可決）	……………	2 6
認定第 1 号 令和 3 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について（認定）	……………	2 6
認定第 2 号 令和 3 年度上砂川町水道事業会計決算認定について（認定）	……………	2 6
調査第 3 号 所管事務調査について（許可）	……………	2 8
派遣第 2 号 議員派遣承認について（承認）	……………	2 8
追加日程について	……………	2 8
意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書（原案可決）	……………	2 8
意見書案第 5 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（原案可決）	……………	3 1
閉会の宣告	……………	3 3

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.13	9.16
1	石 田 浩 二	○	○
2	藏 根 高 史	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○
4	小 澤 一 文	○	○
5	越 前 等	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○
7	吉 川 洋	○	○
8	高 橋 成 和	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.13	9.16
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監査事務局長	浅 利 基 行	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
福祉課保健予防 担 当 課 長	林 孔 美	×	×
税 務 出 納 課 長	戸 田 晋 一	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.13	9.16
議会事務局長	浅 利 基 行	○	○
係 長	齊 藤 弥 生	○	○

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 3 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 0 時 4 8 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
9 月 1 3 日～9 月 1 6 日  
4 日間
- 第 3 諸般の報告  
1) 議会政務報告  
2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（小澤議員）  
3) 例月出納検査結果報告（6・7・8 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 3 号 教育長の任命につき同意を求めることについて  
※ 同意第 3 号は、即決とする。
- 第 7 議案第 2 7 号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）  
※ 議案第 2 7 号・第 2 8 号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第 9 認定第 1 号 令和 3 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 1 0 認定第 2 号 令和 3 年度上砂川町水道事業会計決算認定について  
※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明までとする。
- 第 1 1 決算特別委員会設置及び付託について
- 第 1 2 報告第 5 号 令和 3 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

---

○会議録署名議員

1 番 石 田 浩 二                      2 番 藏 根 高 史

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、林保健予防担当課長が体調不良のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、石田議員、2番、藏根議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月16日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次、日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。小澤議員。

○4番（小澤一文） 令和4年空知中部広域連合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和4年8月22日月曜日午前10時。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室です。

議件といたしましては、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更

する規約の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて、議案第3号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて、認定第1号 令和3年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第4号 令和4年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第1号)、議案第5号 令和4年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第1号)、議案第6号 令和4年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第1号)、議案第7号 令和4年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第1号)、選挙第1号 空知中部広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

結果であります。慎重審議の結果、選挙管理委員会委員に歌志内市、加藤園美委員、上砂川町、岡克人委員、新十津川町、吉田涼一委員、雨竜町、徳光則幸委員、同補充員に歌志内市、相河祐子委員、上砂川町、大橋隆一委員、新十津川町、吉田則英委員、雨竜町、岡本博光委員が当選されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6月、7月、8月分のとおりでありますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和4年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願いまして、町長行政報告とさせていただきます。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和4年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただきます。報告書のとおりでございますが、英語指導助手の招聘と全国学力

テストの結果についての2件につきましてご報告申し上げます。

1件目、英語指導助手の招聘につきましてご報告申し上げます。資料ナンバー1をご参照いたします。令和4年第1回定例会において教育行政報告にて報告させていただいておりますが、令和元年8月に採用した英語指導助手であるアメリカ出身のフリン・ライアン氏については帰国し、就職活動を行うため再任用を辞退する旨の申出があり、8月4日で本町の英語指導助手を退職、帰国しており、帰国に関する旅費及び後任の方の赴任経費につきましては当初予算に計上させていただいたところでございます。

なお、再任用辞退の申出を受け、新たな英語指導助手を採用するため北海道国際課と調整を行い、このたび資料に記載のある方を採用いたしましたので、ご報告させていただきます。本町の採用条件としては、運転免許を有する単身者を優先する条件を付した事前要望調査書を提出しており、今回採用しました英語指導助手はアメリカ国籍のライト・ファーガソン氏、22歳で、男性、単身者となっております。ファーガソン氏につきましては、ライアン氏同様中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導を行っていただき、併せて小学校5、6年生で英語が教科となっていることから、同様に指導していただくこととこども園での英語になれ親しむための授業においても活躍していただきたいと考えているところであります。任用期間は、本年8月1日から来年の7月31日までの1年間となっておりますが、最長で5年間再任用することが可能であります。住宅については、東鶉の平家の職員住宅を使用させていただいております。今後につきましては、生の英語を児童生徒に十分反映できる英語指導助手となるよう、授業への活用方法についても学校と協議を行いながら、子供たちの英語力向上を図ってまいりたいと考えております。

2件目、全国学力テストの結果につきましてご報告申し上げます。資料ナンバー2を併せてご参照いたします。全国学力テストにつきましては、本年度は4月19日に国語、算数、数学及び理科の3教科で小学6年生、中学3年生を対象に実施されました。

本町の調査結果につきましては、昨年度の調査においては中学生では数学が全国平均を上回りましたが、小学生においては国語、算数とも全国平均を下回りました。本年度の調査において小学生においては算数が全国平均との差は少なくなりましたが、全ての教科において全国平均を下回り、中学生においても全ての教科が全国平均を下回る厳しい結果となりました。

教育委員会としては、7月29日に各校長に対し、今回のテストの結果の分析を行い、児童生徒に合わせた指導や授業の改善等を実施して学力向上を行うよう指示したところであります。

また、学力テストに併せ実施された児童生徒の生活実態を把握する児童生徒アンケート調査において、ふだん1日当たりどのくらい家で勉強するのかの問いに、小学生では1時間以上すると答えた児童の割合は全国平均59.4%に対し、当町では73.3%で高い割合となっておりますが、中学生におきましては全国平均69.5%に対し、当町では60%と低い割合となっております。また、ふだん1日当たりどのくらいテレビゲームをするのかとの問い

に、小学生では4時間以上すると答えた児童の割合は全国平均17.2%に対し、当町では26.7%であり、中学生では全国平均16.3%に対し、当町では60%と高い割合となっております。同様の問いで、スマホでの動画視聴についても長時間視聴する児童生徒の割合が高くなっております。このことから、家では長時間ゲームや動画視聴をする児童生徒の割合が多いことから、家庭での生活習慣の改善が必要と考えます。学力向上には、今後においても学校の授業はもとより家庭での学習もとても重要でありますので、家庭学習の手引を活用させ、家庭学習の習慣化を図り、教育委員会、学校、家庭が一体となって学力向上に努めてまいります。

本町としては、全道、全国平均に届かない教科があることから、公設学習塾の利用促進や朝学習や放課後等における学習サポートの充実を図りながら、できることを着実に積み重ねていくことが重要でありますので、学校と連携しながらさらなる学力向上を図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

---

### ◎同意第3号

○議長（高橋成和） 日程第6、同意第3号 教育長の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

ここで慣例により、飯山教育長の退席をお願いいたします。

〔教育長 飯山重信 退場〕

○議長（高橋成和） それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第3号 教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現教育委員会教育長、飯山重信氏が令和4年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、XXXXXXXXXX。氏名、飯山重信。生年月日、XXXXXX。職業、XXXXXXXXXX。備考、任期3年。

本件は人事案件でございますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、飯山教育長の入場をお願いいたします。

〔教育長 飯山重信 入場〕

○議長（高橋成和） ここで教育長に任命されました飯山教育長からご挨拶をいただきます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 一言ご挨拶申し上げます。

本会議開催の中、貴重な時間を割いていただきまして感謝申し上げます。ただいま教育長としての任命につきましてご同意をいただきましたこと、誠にありがとうございます。改めてその重責を痛感し、身の引き締まる思いです。これから3年間、義務教育の在り方、学力向上など教育行政たくさんの課題がある中、教育行政の代表として教育委員をはじめ、議会議員の皆様や学校、保護者、地域の皆様、町職員の皆様と連携をし、教育発展に全力を尽くしてまいり所存でございます。

甚だ簡単であります。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

### ◎議案第27号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例制定について提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として育児休業の取得要件の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置を図るため、本条例の全部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第27号について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、令和4年10月1日から施行となる育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置について法律で定められない細部について町条例で定めるとともに、会計年度任用職員についても同様の措置を講じるため、本条例を改正するもので、改正箇所が多いことから、本条例の全部を改正するものでございます。

また、育児休業等に係る支援措置の概要につきましては、お手元に配付しております資料ナンバー3をご参照願います。

なお、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げにつきましては省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第28号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、議案第28号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第28号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,480万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月13日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第28号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税1,761万4,000円の追加で、18億3,561万4,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金1,102万8,000円の追加で、3億5,458万7,000円となります。

1 項国庫負担金548万8,000円の追加で、1億5,565万3,000円となります。

2 項国庫補助金554万円の追加で、1億9,777万8,000円となります。

20款繰越金415万8,000円の追加で、9,337万7,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

21款基金繰入金9,890万円の追加で、1億2,010万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

歳入合計が1億3,170万円の追加で、32億7,480万円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、2款総務費1,071万8,000円の追加で、4億145万4,000円となります。

1 項総務管理費1,071万8,000円の追加で、3億5,703万3,000円となります。

3 款民生費46万2,000円の追加で、7億1,510万9,000円となります。

1 項社会福祉費46万2,000円の追加で、6億5,467万1,000円となります。

4 款衛生費1,843万円の追加で、2億3,873万6,000円となります。

1 項保健衛生費1,079万7,000円の追加で、1億4,883万6,000円となります。

2 項清掃費763万3,000円の追加で、8,990万円となります。

6 款農林水産業費340万円の減額で、256万4,000円となります。

1 項林業費、同額であります。

7 款商工費1億500万円の追加で、1億4,936万4,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

10款教育費49万円の追加で、1億3,484万円となります。

3 項中学校費49万円の追加で、4,935万円となります。

歳出合計が1億3,170万円の追加で、32億7,480万円となります。

事項別明細書7ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項5目財産管理費190万9,000円の追加は、コンベンションホールエントランス舗装改修費の計上であります。

9目諸費471万2,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の精算返還金の計上であります。

11目地域振興費309万7,000円の追加で、2,960万7,000円となります。12節委託料200万円の追加は、乗合タクシー増設分の計上で、18節負担金、補助及び交付金109万7,000円の追

加と12目地域おこし協力隊事業費100万円の追加は地域おこし協力隊が来年1月にパンの製造販売業を創業することから、創業支援事業補助金として109万7,000円、起業支援補助金として100万円計上するものであります。

3款1項1目社会福祉総務費46万2,000円の追加は、障害者福祉サービスを国とデータベース一元化するためのシステム改修費の計上であります。

4款1項4目新型コロナウイルスワクチン接種事業費1,079万7,000円の追加で、2,563万円となります。新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種事業費の計上で、59歳以下の3回目、4回目接種を10月から実施し、60歳以上の5回目接種は2月から集団接種と個別接種の実施を予定しておりますが、ワクチン供給スケジュール等により変更になることもございます。1節報酬95万円の追加、3節職員手当等114万円の追加、7節報償費185万3,000円の追加、8節旅費1万7,000円の追加、10節需用費36万9,000円の追加、11節役務費48万8,000円の追加、12節委託料465万8,000円の追加、13節使用料及び賃借料62万2,000円の追加、17節備品購入費10万円の追加、18節負担金、補助及び交付金60万円の追加であります。

2項2目じん芥処理費763万3,000円の追加で、7,915万円となります。10節需用費407万円の追加は、最終処分場の加温ボイラーの更新経費の計上で、12節委託料356万3,000円の追加は6月に街路灯のPCB含有調査委託費を計上し、調査結果が出て数量、重量が確定したことから、処分費用を計上するものであります。

6款1項1目林業振興費340万円の減額は、森林環境譲与税基金積立てを取りやめるものであります。

7款1項2目企業開発費1億円の追加は、マイクログラス社のブレード部で製造している医療機関等が病理検査で使用するマイクロトームの替え刃研磨装置などの設備投資に対し助成するものであります。

次ページであります。3目観光費500万円の追加は、上砂川町アクティビティープラン開発事業からキャンプ場の充実化について提言をいただいたので、炊事場改修、ログハウス、トイレの屋根改修などの経費を所有者である振興公社に補助するものであります。

10款3項1目学校管理費49万円の追加、授業用教材を印刷する大判プリンターの更新経費の計上であります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税1,761万4,000円の追加は、普通交付税の追加であります。

14款1項2目衛生費負担金548万8,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上であります。

2項2目民生費補助金23万1,000円の追加は、歳出分の国庫負担2分の1を計上するものであります。

3目衛生費補助金530万9,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備確保事業補助金の計上であります。

20款1項1目繰越金415万8,000円の追加は、前年度繰越金の計上であります。

21款1項1目基金繰入金9,890万円の追加で、1億2,010万円となります。2節森林環境譲与税基金繰入金110万円の減額は、森林環境譲与税基金繰入金を減額するもので、3節産業振興基金繰入金1億円の追加は産業振興基金を歳出同額繰入れするものであります。

以上であります。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎認定第1号 認定第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、認定第1号及び日程第10、認定第2号につきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、認定第1号 令和3年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第10、認定第2号 令和3年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、認定第1号 令和3年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

令和3年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 令和3年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

令和3年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び認定第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております令和3年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1 ページをお開き願います。令和3年度一般会計予算は、第7期総合計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成を行ったところであります。令和3年度においても特別職の人件費を町長20%、副町長、教育長10%の削減を継続したところであります。積立金につきましては、役場新庁舎建設費等に1億9,670万円を取り崩しましたが、産業振興基金等へ約1億9,600万円を積み立てたことから、令和3年度末基金残高は約20億4,000万ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきまして、町税は前年度対比1,317万4,000円増の1億7,804万円、地方交付税は前年度対比2億2,032万4,000円増の20億892万9,000円、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び特別定額給付金給付事業費の減収により前年度対比3億1,122万4,000円減の4億3,601万7,000円、繰入金は公共施設等整備基金から役場庁舎建設事業費や鶴若葉生活館建設事業費の財源として1億9,670万円を、国民健康保険会計からの歳計剰余金として1,100万円をそれぞれ繰入れし、前年度対比1億9,720万円減の2億770万円、町債は役場庁舎建設事業等の減収により前年度対比3億7,062万2,000円減の2億1,327万7,000円となり、歳入総額で36億9,145万円の決算となっております。

歳出であります。人件費は、投資的経費への振替額の減により前年度対比2,829万6,000円増の6億5,407万6,000円、扶助費は非課税世帯等臨時特別給付金事業や子育て世帯臨時特別支援事業等の増額により前年度対比1億1,252万5,000円増の3億9,733万円、補助費等は新型コロナウイルス感染症対策関連経費及び特別定額給付金給付事業等の減額により前年度対比2億9,516万9,000円減の6億2,937万6,000円、繰出金は水道事業会計繰出金等の減額により前年度対比487万円減の3億4,456万2,000円、投資的経費は役場庁舎建設事業の減により前年度対比5億5,790万4,000円減の5億2,251万3,000円となり、歳出総額で35億9,777万3,000円の決算で、歳入歳出差引きは9,367万7,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は9,337万7,000円となるものであります。

次ページであります。財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、令和2年度で臨時財政対策債を含め81.3%でしたが、令和3年度では0.5ポイント減の80.8%となりました。これは、地方交付税、地方消費税交付金等の経常的一般財源が前年度比較2億2,746万8,000円の増額となりましたことから、その影響が大きく反映されております。財政力指数につきましては、過去3か年平均で11.6%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、令和3年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況と

なっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。一般会計では、歳入が36億9,145万円、歳出で35億9,777万3,000円となり、差引き9,367万7,000円となります。特別会計であります。4特別会計合計で歳入が5億8,700万9,000円、歳出で5億8,605万9,000円となり、差引き95万円となります。全会計の合計で42億7,845万9,000円の歳入に対し、41億8,383万2,000円の歳出で、差引き9,462万7,000円となったところであります。

なお、3ページ、4ページは各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほど御覧願います。

なお、詳細につきましては、決算特別委員会におきまして各担当課長より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 次、日程第11、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 令和3年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 令和3年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります伊藤議員を除く全議員を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には笹木議員、副委員長には越前議員を指名いたします。

お諮りいたします。決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ご参照願います。

---

### ◎報告第5号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、報告第5号 令和3年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第5号 令和3年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

令和4年9月13日、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第5号について内容の説明をいたします。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計では実質収支は9,337万7,000円の黒字決算となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費等の償還金に係る負担金の減によりまして前年度より0.6ポイント減の5.3%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、地方債残高の減少及び負担額に対する普通交付税等の増加によりまして前年度より4.1ポイント減の26.7%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計と水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や北海道との協議等により比率が変更となることもあるため、暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましては例年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましては、10月上旬に暫定値の公表を行う予定となっておりますことと申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に参ります。1、財政健全化判断比率、暫定値。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、5.3、26.7。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率、暫定値。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第5号 令和3年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

---

#### ◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日14日と15日は休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、14日と15日は休会することに決定いたしました。

なお、明日14日につきましては常任委員会を、15日につきましては決算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほどよろしくお願いたします。

---

**◎散会の宣告**

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 石 田 浩 二

署 名 議 員 藏 根 高 史

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 1 6 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 0 時 5 1 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 号 会議録署名議員指名について
- 第 2 号 一般質問
- 第 3 号 議案第 2 7 号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 第 4 号 議案第 2 8 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）  
※ 議案第 2 7 号・第 2 8 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 5 号 認定第 1 号 令和 3 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 6 号 認定第 2 号 令和 3 年度上砂川町水道事業会計決算認定について  
※ 決算特別委員会委員長報告  
※ 認定第 1 号・第 2 号は、報告に対する採決とする。（質疑・討論は省略とする。）
- 第 7 号 調査第 3 号 所管事務調査について
- 第 8 号 派遣第 2 号 議員派遣承認について  
（追加日程）
- 第 9 号 意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 第 1 0 号 意見書案第 5 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

---

○会議録署名議員

1 番 石 田 浩 二                      2 番 藏 根 高 史

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、林保健予防担当課長が体調不良のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、石田議員、2番、藏根議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

### ◇ 石 田 浩 二 議 員

○議長（高橋成和） 1番、石田議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（石田浩二） ファイブゼロジャパンについてお伺いいたします。

大規模災害時の避難場所は、町の防災ハザードマップに各地域ごとに設けられており、町民の安全が確保されているので、安心ですが、避難をしたときに家族や遠方の親族への連絡をするのに通信機能が使えませんかと安否確認ができなくて混乱を招く可能性があると思います。避難場所に指定されております生活館、下鶉、鶉本町、鶉若葉、中央ふれあいセンターは間もなくフリーWi-Fiが開通されると聞いておりますが、災害時や非難される町民が多数いる場合にはフリーWi-Fiが使用できるのでしょうか。

また、生活館以外の避難場所にフリーWi-Fiが開通していないところがあるようですが、今後開通していくべきだと思いますし、ファイブゼロジャパンの導入も災害時に簡単にネットを使用できるようになりますので、導入することが私はよいと思いますが、開通予定はありますでしょうか。町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの1番、石田議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 1番、石田議員のご質問、ファイブゼロジャパンについてお答えいたします。

初めに、生活館等の公共施設の公衆無線LAN、いわゆるフリーWi-Fiの設置につきましては、急速に進むデジタル社会に対応するため整備をするもので、今年度につきましてはご承知のとおり下鶉、鶉本町、鶉若葉生活館と中央ふれあいセンターの4か所に設置することとし、9月下旬の開通を目指し、設置工事を行っております。また、大規模災害発生時には各公共施設が避難所として開設されるため、この避難所に避難をした町民等が家族等への安否確認をする際スマートフォンでの通話が不能となった場合、不安や混乱を招くこととなりますので、Wi-Fi環境を整備することで安否確認のほか、災害時の情報収集をスマートフォンやタブレット等で受信できると考えております。避難者が多数の場合にフリーWi-Fiが使用可能かのご質問でございますが、動画等の視聴を遠慮いただくことでスムーズに問題なく使用できると考えております。

災害用統一SSID、ファイブゼロジャパンにつきましては、大規模災害時に被災者の救助や避難所運営等、被災地の復旧支援等の通信確保を図るため一般社団法人無線LANビジネス推進連絡会を設置し、災害時における公衆無線LANサービスを開始しております。ファイブゼロジャパンの導入についてでございますが、ファイブゼロジャパンは一般社団法人無線LANビジネス推進連絡会への入会により運用することができ、被災地で誰でも簡単に接続できるという利便性を有する一方、通信の暗号化によるセキュリティー対策が講じておらず、スマートフォン内の個人情報の流出等、安全性に課題もあります。このことから、現段階では導入をする予定はなく、町で設置するフリーWi-Fiを活用していただくこととしております。

また、未設置の公共施設につきましても、冒頭申し上げましたが、デジタル化の対応を含め、次年度以降も順次整備してまいります。

なお、推進連絡会への加入につきましては、近隣市町の動向も見極めながら検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（石田浩二） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 笹木笑子 議員

○議長（高橋成和） 次、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 郵便ポストの未設置地区についてお伺いいたします。

町内には、郵便ポストが下鶉地区2か所、緑が丘、若葉台、鶉、鶉本町、東鶉、本町地区に各1か所、中央地区6か所の14か所に設置されています。しかし、設置されている地域にむらがあり、朝駒、中町、東山地区には設置されておらず、その近いところとしては上砂川炭山郵便局、本町になります。このたびのコロナ禍において郵送による返信、回答を求められることが増えたこと、また趣味としての書簡のやり取り、投稿、懸賞応募を楽しむにされている方々がございます。特にケアを必要とする方が生活されている東山高齢住宅

では、上砂川炭山郵便局のポストまでの歩行に困難を感じる方も少なくありません。数年前にも東山地区の住民が郵便局にポストの設置、東町からのポストの移動も含めて要望した経緯がありますが、いまだに回答を得られていないとのこと。そこから考えると、地域住民、個人的な働きかけでは設置には至らないと推測されます。設置基準などもあり、簡単なことではないと想像しますが、困っている方がいる以上、何らかの方策を立てることが大切だと考えます。日本郵便では、郵便局活性化の推進事業として暮らしの安心、安全サポート、住民生活のサポート、町づくりのサポートなど行政との連携で町づくりを進めているところもあると聞きます。第2期上砂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画でも示されている健康で生き生きと暮らせる町につながり、生活維持や生きがい対策、誰もが安心して暮らせる町づくりの一環としても郵便局との連携は有効なことと考えます。未設置地区のポスト設置に向けて、私設ポストの設置も視野に行政からの働きかけが有益と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 3番、笹木議員のご質問、郵便ポストの未設置地区についてお答えいたします。

郵便ポストにつきましては、笹木議員のご質問にありましており町内各所に14か所設置されており、一部地域は未設置となっているのが現状であります。日本郵便株式会社による配置標準を確認したところ、郵便ポスト間の距離、利用戸数の関係から郵便ポストの総数を増設することは難しく、また私設ポストの設置につきましても例えば企業等からの要望であれば別ですが、自治会単位での使用となりますと日本郵便の承認を満たす1日平均の差し入れ通数に達する見込みが立たず、また設置維持費の多額な費用を要することから、町としましては費用対効果の観点から現実的ではないというふうに判断しております。しかしながら、利用頻度を勘案した上で地権者との調整や郵便物の集荷に要する時間、冬期間における管理等の課題が整理された場合、行政、個人問わず要望により郵便ポストを移設することは可能であるということから、東山高齢者住宅の入居者に係る対応も含め、各町自治会の意向確認や配置標準と照合を行いながら日本郵便への要望と協議の可否について判断してまいりたいと考えております。

なお、郵便局からは、地方公共団体事務の受託や住民サービスに向けた各種支援メニュー等についてご案内をいただいております。2年前から意見交換会を実施し、関係部局への情報提供を行っておりますので、今後は地域課題も含め、引き続き郵便局との連携を進めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） 質問ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、有害鳥獣対策の拡充についてお伺いします。全道的にヒグマの出没や目撃情報が増えています。本町では、昨年令和3年の熊出没情報は22件であり、本年度は8月現在で熊出没情報は16件、そのうち熊の目撃情報が13件となっており、住宅地近郊での出没もありました。本年度本町の有害鳥獣対策事業には、住宅地への熊の出没を防ぐ対策として熊の移動経路を踏まえた空き地の草刈りを実施し、住民の安全確保と生活被害の防止を図る施策が講じられました。本事業の効果を検証し、現状と課題の把握に努めなければなりません。実際に熊が出没した地域やその周辺に住まわれている多くの住民は不安な生活を余儀なくされています。特にお子さんがおられるご家庭では、心配の絶えない生活が続いていることは言うまでもありません。そして、何よりも熊による人身被害の発生が危惧される状況であり、熊の出没予防対策の拡充は待ったなしです。道や警察、猟友会との連携の強化はもちろんです。例えばパトロールを強化した上で砂川市や新十津川町が導入している鳥獣被害防止対策装置を採用する対策も一つです。この装置は、特殊な音波を発振し、野生鳥獣の侵入を防ぐ働きがあるようです。本町においてもこうした新しい技術を有する機器の有効性や導入に関する研究、検討がなされているものと考えますが、町民の安全確保と生活被害の防止を求める声に対してどう応えていくのか、今後の熊出没予防対策の拡充についての見解をお伺いします。

次に、近年前立腺がんや膀胱がんなどの増加に伴い、男性でも尿漏れパッドを着用する人が増えているようです。前立腺の摘出手術を受けた人の大半は、術後しばらく尿のコントロールが難しく、症状が改善されるまで尿漏れパッドの着用が欠かせなく、また膀胱の手術やその他の疾患でも尿漏れパッドが必要な男性は少なくないようです。日本トイレ協会が2月に実施したアンケートでは、尿漏れパッドや紙おむつを使う男性の7割が外出時に捨てる場所がなくて困っていたと回答しています。では、今までどうしていたのか、やはり捨てる場所がないので、ビニール袋に入れるなどして持ち帰ることが多かったようです。大変デリケートな問題であり、男性も声を発しにくいこともあり、この問題はあまり表立って語られてこなかったようです。こうした声を受け、今全国的に捨てる場所の確保のため公共施設などの男性用個室トイレにサンタリーボックスを設置する対策が少しずつ広がっており、尿漏れパッドを着用している方が気兼ねなく外出ができる環境が整いつつあります。前段で紹介した日本トイレ協会の運営委員は、トイレで困ることがあるというのは人権問題であって、捨てる箱があることが当たり前の社会を目指さなければなりませんと述べられています。大変重要な指摘であります。前立腺がんは、日本人男性において罹患数が最も多いがんとなりました。本町での罹患数は、極めて少ないようですが、こうした弱い立場にある人が必要としているならば、公共施設などの男性用個室トイレにサンタリーボックスの設置を積極的に進める対策を取るべきと考えますが、見解をお伺いして質問を

終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 4番、小澤議員の1件目のご質問、有害鳥獣対策の拡充についてお答えいたします。

北海道のヒグマ対策では、個体数の減少懸念から平成2年度に春熊駆除が廃止された以降頭数が増加し、令和2年度では1万1,700頭との推計もございます。最近では、人里近くや市街地での出没が増加し、人身被害や農業被害も増えていることから、本年4月に策定された第2期ヒグマ管理計画ではヒグマとの緊張感ある共存関係の構築を目指し、計画的な保護管理により人身被害の防止や人里への出没抑制が目標とされております。

本町の状況でございますが、議員ご指摘のとおり本年度の目撃情報は13件と昨年同時期に比べ4件減少しております。対策としましては、食べ物や生ごみを外に出さないなどヒグマを寄せつけないための基本的事項等を広報やホームページで周知しながら、目撃情報が寄せられた場合は迅速にラインやホームページへ掲載し、住民への早期情報伝達と出没場所への看板設置等注意喚起に努めております。さらに、猟友会によるパトロール強化や隣接する砂川市、歌志内市担当課との情報共有を行いながら、今年度は新たにヒグマの出没を防止するための草刈り事業を他自治体に先駆けて実施したところ、昨年度出没が9件ありました朝駒、本町地区では草刈り実施後の目撃は半減し、効果があると思われることから、次年度以降も実施してまいりたいと考えております。

議員のご提言にありました鳥獣被害防止対策装置につきましては、昨年度近隣町の事業者にてデモンストレーションを行っていただいております。ただし、90デシベルとかなりの音量が生じますので、本町のように狭い土地に住宅地が隣接している場合の騒音問題等検証を行いながら、導入について検討しているところでございます。

しかし、こうした対策を実施しているものの、北海道がヒグマの適正な個体調整策としての捕獲、駆除について未実施であることから、対症療法的な施策となり、住民が安心して生活できるよう北海道や北海道警察に対し町として再三申入れを行っているものの、抜本的な解決には至っていない状況にあります。町といたしましては、今後も継続して申入れを行いながら、近隣市町や猟友会と連携し、できる限りの対策を講じてまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） 次に、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 4番、小澤議員の2件目のご質問、尿漏れパッドの捨て場所確保についてお答えいたします。

初めに、国立がん研究センターによりますと、2018年に前立腺がんや膀胱がんと診断された男性は全国で11万人ほどに上り、前立腺がんは部位別のがん罹患数の順位でも1位で、10万人当たりの罹患数は149.5人となっており、近年前立腺がんや膀胱がんになる方は増えてきております。日常生活においては、尿意を感じる頻度が増大し、時には漏れてしまう

こともあることから、これを防ぐために男性でも尿漏れパッド等を使用する方が増えてきております。

現在本町においては、男子用トイレへの使用済みのパッドを捨てられるサンタリーボックスを設置しておりませんが、議員ご指摘のとおり尿漏れパッドを利用している方がトイレにサンタリーボックスがあれば使用済みのパッドを持ち帰らずに廃棄でき、気兼ねなく外出ができるための環境整備は必要と考えることから、本町といたしましても前立腺がんなどの病気や高齢によって尿漏れパッドを日常的に使用する人が安心して外出することができるよう、まずは多目的トイレのある役場及び町民センターにサンタリーボックスの設置について検討してまいります。多目的トイレ以外の男性用トイレについてもサンタリーボックスを置くのが理想と考えますが、スペースが狭く、設置が困難な場合もございますので、施設の実情及び利用状況などに鑑み、必要に応じて設置を検討してまいります。今後も町民の皆さんが住み慣れた地域で自らの尊厳を保ちながら安心して生活できる社会を構築してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） 有害鳥獣対策の拡充について2点ほど再質問させていただきます。

まず、1点目、熊の出没によって本町では物的被害というのがあるのなかったのか、まずこれ1点お伺いしたいと思います。

2点目、町広報の7月号記載の令和4年度予算、主な事業内容というところにエゾシカ対策として捕獲駆除のほか忌避装置の設置等も検討するとありましたが、忌避装置とは具体的にどのようなものかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対し、順次答弁を求めてまいります。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、再質問についてご答弁させていただきます。

1点目の出没によっての被害実績ということなのですが、今年度につきましては特別に被害があったということは町のほうには届いておりません。過去につきましても通っているのを見かけたとかということで、実際にそれによって付近にいた方が被害を受けたという報告は届いておりません。

2点目のエゾシカの忌避装置につきましては、こちらのほうは鹿の嫌がる超音波を出すという機械がございまして、そちらについては既に町の予算がついておりますので、購入し、あとはただ今年につきましてはエゾシカが群れているですとかというところの情報がまだあまりなかったものですから、今そういう状況になればすぐ使えるようにということで準備をしております。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再々質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） ありません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第27号 議案第28号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第27号、日程第4、議案第28号については既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第28号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

◎認定第1号 認定第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第5、認定第1号 令和3年度上砂川町一般会計及び特別

会計決算認定について、日程第6、認定第2号 令和3年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員会委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、笹木決算特別委員会委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（笹木笑子） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 令和3年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第2号 令和3年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、令和4年9月13日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、9月15日に本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により所管課長などから説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号、令和3年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号、令和3年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋成和） ただいま決算特別委員会委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告どおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和3年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告どおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和3年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

---

#### ◎調査第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎派遣第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案2件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書について議題といたします。

2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年9月16日

上砂川町議会議長 高橋成和様  
提出議員 藏根高史  
賛成議員 越前等  
石田浩二

#### 地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対策も迫られています。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

#### 記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災または脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これからの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. 2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における看護、介護、保育など新型コロナ感染対応などと少子高齢化への対応が重なる職種の処

遇改善事業について、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善がはかれるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。

5. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
6. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
7. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
8. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
11. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎意見書案第5号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について議題といたします。

7番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（吉川 洋） 意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年9月16日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様  
提出議員 吉 川 洋  
賛成議員 伊 藤 充 章  
小 澤 一 文

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
3. 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。
4. 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。
5. 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
7. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅や下水道など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
8. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
9. 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
10. 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年9月16日

上砂川町議会議長 高橋 成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上であります。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和4年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時51分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 石 田 浩 二

署 名 議 員 藏 根 高 史